

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
1	島根県男女共同参画 審議会	2人	島根県男女共同参画審議会は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、島根県男女共同参画推進条例第22条に基づき幅広く意見をいただくため設置した附属機関であり、産業・労働、教育、保健医療、法律関係、行政関係等分野の委員、公募で選ばれた委員から構成しています。	<p>①島根県内に住所を有する満18歳以上の方（令和6年6月1日現在） ②男女共同参画に関心をお持ちで、審議会（年1～2回程度、平日開催）に出席できる方</p> <p>※ただし、国・地方公共団体の議員及び職員は応募できません。</p> <hr/> <p>政策企画局に設置する選考委員会（外部委員を含む）で書類審査及び面接結果に基づき、審査を行い決定します。 ①書類審査：応募にあたり、「男女共同参画社会の実現に向けて私たちが取り組むべきこと」をテーマとした小論文（800字以内）を提出していただきます。 ②面接選考：令和6年5月17日（金）午後から島根県民会館（松江市殿町158）で実施予定です。</p>	年1～2回 程度 (平日開催)	R6.6.1 ～ R8.5.31	女性活躍推進課 男女共同参画係 TEL:0852-22-5629 FAX:0852-22-6155 E-mail: josei- katsuyaku@pref.shimane.lg.jp
2	島根県消費生活審議会	2人	知事の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査審議するとともに、消費者の苦情のうち解決困難なものに対するあっせん等を行う。	<p>①島根県内に在住する満18歳（令和6年7月27日現在）以上の方 ②審議会（年3回程度、平日開催）に出席できる方 ③「今日の消費者問題について思うこと」をテーマとした小論文（800字以内）を提出していただきます。</p> <p>※ただし、次の方は応募できません。 ・国又は地方公共団体の議員又は職員 ・島根県の他の審議会の委員</p> <hr/> <p>選考委員会において書類選考（応募申込書、小論文）及び面接を行い、性別、年齢、居住地域、活動内容を考慮したうえで選考します。また、選考結果を応募者本人に通知します。</p>	年3回程度 (平日開催)	R6.7.27 ～ R8.7.26	環境生活総務課 消費とくらしの安全室 TEL:0852-22-5103 FAX:0852-32-5918 E-mail: shohishitsu@pref.shimane.lg.jp

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
3	島根県環境審議会	1人	<p>環境保全に関する条例、計画等の策定や変更に関する審議や環境総合計画等の各種計画の進捗管理、環境施策に関する重要事項の報告等を行う。 委員の定数：20人以内 委員の任期：2年</p>	<p>①県内に住所を有する満18歳以上（令和6年7月1日現在）の方 ②環境の保全に関心をお持ちで、審議会（平日開催）に出席可能な方 ③応募に当たり、「今日の環境問題について思うこと」をテーマとした小論文（800字以内・様式任意）を提出していただきます。</p> <p>※ただし、国、地方公共団体の議員及び職員、島根県の審議会委員は応募できません。</p> <hr/> <p>島根県環境審議会公募委員選考委員会において、書類選考通過者を対象に面接を行い、性別、年齢、居住地、活動内容を考慮した上で選考します。</p>	年1～4回程度 (1回につき2時間程度)	R6.7.1 ～ R8.6.30	<p>環境政策課 環境企画係 TEL:0852-22-6379 FAX:0852-25-3830 E-mail: kankyo@pref.shimane.lg.jp</p>
4	島根県国民健康保険運営協議会	1人	<p>国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として設置された協議会です。県民の皆さまの意見を反映するため、国民健康保険の運営に関心のある方のご応募をお待ちしています。</p> <p>「委員の役割」 年3回程度開催（松江市内、平日）する協議会に出席し、知事の諮問に応じ、島根県国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議をしていただきます。</p>	<p>■応募資格：次の要件全てに該当する方 ①島根県内に住所を有する満18歳以上で、かつ国民健康保険に加入していること。 ②年3回程度、松江市内で開催する平日昼間の会議に出席できること。 ③国・地方公共団体の議員、職員でないこと。</p> <p>■応募方法 応募申込書に必要事項を記入の上、以下の事項をテーマとした作文(800字程度)を添えて応募してください。 (提出された応募用紙は返却しません)</p> <p>■作文の様式 任意（原稿用紙に手書きされたものやワープロソフトを使用してパソコン等で印字されたもので可）</p> <p>■作文のテーマ 「国民健康保険に思うこと」 (あなたが国民健康保険に加入しているなかで、日ごろ感じたり、考えていることを自由に記載してください。例：保険料の水準、医療費の適正化、特定健診・特定保健指導についてなど)</p> <hr/> <p>作文をもとに選考を行い、必要に応じて面接を行います。</p>	年3回程度	委嘱の日 ～ R9.3.31	<p>健康推進課 国民健康保険係 TEL:0852-22-5268 FAX:0852-22-6328 E-mail: kokuho- kokikorei@pref.shimane.lg.jp</p>

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
5	島根県障がい者施策 審議会	1人	<p>障害者基本法に基づく障害者計画や障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議することを目的として、障害者基本法第34条に基づき設置しているものです。（近年の審議内容は別添のとおり）</p> <p>※県内の障がい者の支援体制に関する課題等について協議する「島根県障がい者自立支援協議会」と一体的に開催します。</p>	<p>① 島根県内に住所を有する満20歳以上(令和6年3月16日現在)の方</p> <p>② 島根県の障がい者施策に関心をお持ちの方、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する方</p> <p>③ 審議会（松江市内で平日に2時間程度開催）に出席できる方</p> <p>④ 応募にあたり、「あいサポート運動の取組について思うこと」をテーマとした小論文（400字以上800字以内）を提出いただきます。</p> <p>⑤ 国・地方公共団体の議員及び職員、島根県の他の審議会の委員の方は応募できません。</p> <hr/> <p>島根県障がい者施策審議会公募委員選考委員会において、書類審査及び面接を行い、性別、年齢、居住地、活動内容を考慮したうえで、総合的に審査して選考します。</p>	年1～2回 程度	R6.5下旬 (予定) ～ R7.3.15	障がい福祉課 計画推進係 TEL:0852-22-6526 FAX:0852-22-6687 E-mail: syougai@pref.shimane.lg.jp
6	島根県社会教育委員 の会	1人	<p>社会教育法第15条に基づき、社会教育に関する専門的知見を持つ方の意見を社会教育行政に反映させるため設けられた島根県教育委員会の諮問機関</p> <p>委員の定数：20人以内 委員の任期：2年</p>	<p>■ 応募資格：次の要件全てに該当する方</p> <p>① 島根県内に住所を有する満18歳以上の方(令和6年4月1日現在)</p> <p>② 島根県の社会教育行政に関する計画立案、調査研究等を行うために必要となる知見をお持ちの方</p> <p>③ 家庭教育の向上に資する実践活動を行っている方</p> <p>④ 島根県社会教育委員の会議（原則松江市内で平日開催）に出席できる方</p> <p>⑤ 国及び地方公共団体の議員及び職員でないこと</p> <p>■ 応募方法</p> <p>応募にあたり、「島根県社会教育委員応募用紙」（別紙）に必要な事項を記入し提出していただきます。</p> <hr/> <p>応募者から提出された書類及び応募者の面接に基づき、応募の動機、社会教育に関する知見及び家庭教育の向上に資する実践活動の内容を総合的に審査したうえで選考します。</p>	年2回 程度	R6.6.24 ～ R8.6.23	社会教育課 社会教育スタッフ TEL:0852-22-5429 FAX:0852-22-6218 E-mail: shakaikyoiiku@pref.shimane.lg.jp

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
7	生涯学習推進施設 運営委員会	1人	<p>島根県立生涯学習推進施設条例施行規則第6条に基づき、東部・西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に応ずるとともに、東西センターの運営に対し意見を述べる機関。</p> <p>委員の定数：10人以内 委員の任期：2年</p>	<p>■応募資格：次の要件全てに該当する方</p> <p>①島根県内に住所を有する満18歳以上の方</p> <p>②生涯学習・社会教育に精通し、地域力の向上に資する活動を行っている方</p> <p>③生涯学習推進施設運営委員会（平日に開催）に出席できる方</p> <p>④国及び地方公共団体の議員及び職員でないこと</p> <hr/> <p>公募の委員の選考にあたっては、生涯学習推進施設運営委員会公募委員選考委員会を設置し、応募者から提出された書類及び応募者の面接に基づき、応募の動機や地域力の向上に資する活動の内容等を総合的に審査して行います。</p>	年1回	R6.9.21 ～ R8.9.20	<p>東部社会教育研修センター TEL:0853-67-9060 FAX:0853-69-1380 E-mail: tobu_shakaikyoiu@pref.shimane.lg.jp</p>
8	島根県立青少年の家 運営委員会	1人	<p>島根県立青少年社会教育施設条例施行規則第13条に基づき、青少年の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる機関。</p> <p>委員の定数：15人以内 委員の任期：2年</p>	<p>■応募資格：次の要件全てに該当する方</p> <p>①島根県内に住所を有する満18歳以上の方</p> <p>②地域の子ども会活動など、青少年の健全育成に資する活動を行っている方</p> <p>③島根県立青少年の家運営委員会（平日に開催）に出席できる方</p> <p>④国及び地方公共団体の議員及び職員でないこと</p> <hr/> <p>公募の委員の選考にあたっては、島根県立青少年の家運営委員会公募委員選考委員会を設置し、応募者から提出された書類及び応募者の面接に基づき、応募の動機や青少年の健全育成に資する活動の内容等を総合的に審査して行います。</p>	年1回	R6.7.1 ～ R8.6.30	<p>青少年の家 総務課 TEL:0853-67-9063 FAX:0853-69-1016 E-mail: sunlake@pref.shimane.lg.jp</p>

